

研究費の不正使用、研究活動における不正行為の防止について

令和4年10月 地方創生・研究推進課

令和4(2022)年度における科学研究費助成事業の説明資料3「科学研究費助成事業（科研費）の不正使用・不正行為について」、令和4年度体制整備等自己評価チェックリスト等の内容を踏まえて作成しています。



1

(項目一覧)

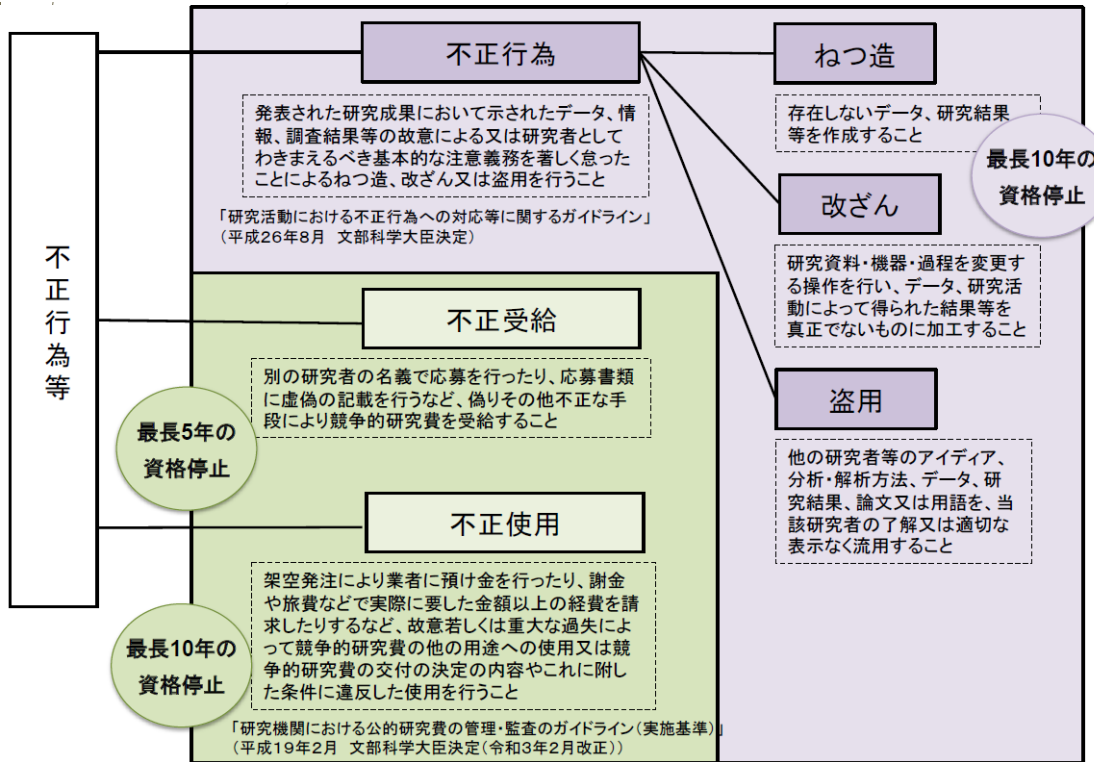
- ・研究費の不正使用、研究活動における不正行為とは 3
- ・研究不正に対する措置 4
- ・不正使用の具体事例 5
- ・不正行為の具体事例 6
- ・科研費の現地検査における指摘事例 7
- ・研究費使用ルールの階層構造 8
- ・秋田大学の公的研究費管理、責任体制 9
- ・秋田大学における不正使用防止に関する規程等 10
- ・間接経費の適切な使用 11
- ・研究助成団体からの助成金の取扱い 12
- ・秋田大学の研究倫理責任体制 13
- ・秋田大学における研究不正行為への対応に関する規程 14
- ・秋田大学における研究倫理教育 15
- ・論文などの投稿時に不正行為とならないために気をつけること 16
- ・利益相反について 17
- ・利益相反問題の事例 18
- ・研究実施上の関係法令や指針等 19
- ・安全保障貿易（輸出）管理 20
- ・名古屋議定書に係るABS手続き 21
- ・秋田大学における告発（通報）窓口、相談窓口 22
- ・秋田大学における告発等に対する対応フロー 23



2

研究費の不正使用、研究活動における不正行為とは

大きく「不正行為」と「不正受給・不正使用」分類されます。不正行為と不正使用についてそれぞれ文部科学省が対応のガイドラインを定めており、大学等の研究機関には不正を未然に防止するための体制整備等が求められています。



不正行為のうち、「ねつ造」「改ざん」「盗用」は文科省のガイドラインの対象となる『特定不正行為』として定義されています。

※上図は令和4(2022)年度における科学研究費助成事業の説明資料3「科学研究費助成事業(科研費)の不正使用・不正行為について」より



研究不正に対する措置

研究費の不正使用や不正受給，研究活動における不正行為に対しては，競争的研究費の交付制限や応募制限，研究費の返還命令，研究者氏名を含む不正事案の公表，懲戒処分，刑事罰が科せられる可能性があります。

(参考)

科研費の不正使用、不正受給／不正行為に対する交付制限

○交付しない期間の扱いについて 【不正使用、不正受給】

| 不正使用及び不正受給に係る交付制限の対象 | 不正使用の程度 | 交付しない期間 |
|---|--------------------------------|--------------------------------------|
| I. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者 | 1. 個人の利益を得るための私的流用 | 10年 |
| II. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者 | 2. 「1. 個人の利益を得るための私的流用」以外 | ① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの 5年 |
| | ② ①及び③以外のもの | 2～4年 |
| | ③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの | 1年 |
| III. 偽りその他不正な手段により補助金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者 | | 5年 |
| IV. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者 | | 善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年 |

○交付しない期間の扱いについて【不正行為】

| 不正行為への関与に係る分類 | 学術的・社会的影響度 行為の悪質度 | 制限期間 |
|---|---|--|
| ア) 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者 | | 10年 |
| 不正行為に関与した者 | 当該論文等の責任著者(監修責任者、代表執筆者またはこれらの者と同等の責任を負うと認定された者) | 当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質度が高いと判断されるもの 5～7年 |
| | 当該論文等の責任著者以外の者 | 当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質度が小さいと判断されるもの 3～5年 |
| | 不正行為があつた研究に係る論文等の著者ではない者(上記「ア」を除く) | 2～3年 |
| 不正行為に関与していないもの、不正行為があつた研究に係る論文等の責任著者(監修責任者、代表執筆者またはこれらの者と同等の責任を負うと認定された者) | 当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質度が高いと判断されるもの | 2～3年 |
| | 当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質度が小さいと判断されるもの | 1～2年 |

なお、以下に該当する者に対しては、「嚴重注意」の措置を講ずる。

- 上記IIのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合の研究費
- 上記IVのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者

※論文の取り下げがあつた場合など、個別に考慮すべき事情がある場合には、事情に応じて適宜期間を軽減することができるものとする。

※上図は令和4(2022)年度における科学研究費助成事業の説明資料3「科学研究費助成事業(科研費)の不正使用・不正行為について」より



不正使用の具体事例

近年は謝金と旅費に関する不正事例が多い

| 不正の手法 | 不正の発生要因 |
|--|--|
| <p>【カラ謝金、カラ出張、旅費の水増し請求】 教員が指導学生に対して架空の勤務日時を出勤表に記載させ、研究補助の業務を実施したように装った。また、機関から降り込まれた謝金を現金で手渡すように指示し還流行為を行った。</p> <p>同教員は自身の出張に関してカラ出張、宿泊日数や交通手段の虚偽申請・報告行っていた。指導学生に対しても同様の手法で旅費を支出し、現金を手渡すように指示し還流行為を行った。出張実態があるものについても、学生へ支払われた旅費を一旦全額を還流し、実費額を報告させて実費額を渡すという還流行為も行った。</p> | <p>当該教員は、機関が受講を義務付けたコンプライアンス教育や研究倫理教育を受講・修了しているほか、不正使用を行わない旨の誓約書を提出しているにも関わらず、今回のような研究費の不正使用及び不適切な行為を行っており、当該教員の研究倫理及び行動規範遵守の意識の欠如があった。また、研究指導をする当該教員とそれを受ける学生という関係性において、学生がその指示を拒否するという雰囲気が生じにくくなっており、組織としての啓発活動が不十分であった。</p> <p>当該機関では、謝金、旅費とも事務部門等による実態確認が必ずしも充分とはいえなかった。</p> <p>→当該教員は懲戒処分（停職6月）、公的研究費の使用停止措置等</p> |
| <p>【目的外使用】 職員が私的使用目的の物品を大学名義で業者に発注し、業者からの見積書等に記載された物品名等を学内で使用する品目に書き換え、自らが起案した支出決議書類に添付し、決裁を経て公金を支出し、私的な物品を購入した。</p> <p>同職員は、備品等の修理が必要となった場合に教員から事務局に提出される物品修理要求書について、教員名を記載した当該要求書を偽造し、自らが起案した支出決議書類に添付し、決裁を経て公金を支出し、私的な物品を購入した。</p> | <p>購入しようとする物品について、支出決議において、購入の目的等を特に確認しないなど、審査が不十分であった。要求書の添付がなく、要求者が不明な状態でも、購入を認めていた。物品修理要求書の偽造が容易であった。</p> <p>納品があった際には、担当係内の手の空いている者が確認及び受取りを行っており、起票者以外の職員が行うことが徹底されていなかった。検査員による検査が、書類検査のみで現品確認を行わないことが多く、不十分であった。</p> <p>→当該職員は懲戒免職、刑事告発</p> |

文部科学省HPで、研究機関における不正使用事案が公表されています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm



不正行為の具体事例

同じ研究者が長期間に多くの論文等において不正を行う事案がみられる

| 不正の概要 | 不正の発生要因 |
|---|--|
| <p>【捏造、盗用】 教員が口演資料において、当該発表内容と関連のない論文のデータを盗用し、実験条件、使用試薬が全く異なる画像として掲載した。</p> <p>当該教員は、論文において、<u>実在しない実験データを実施した実験データのように扱い記載した。</u></p> | <p>当該機関では、毎年実施している研究倫理教育講習会等において全研究者へ説明しているが、当該教員において研究を実施するにあたり法令等遵守や公正な研究活動を遂行する自らの規律が欠落していた。また、研究データの保存を義務付けているものの保存状況のチェックができていなかった。</p> <p>口演資料は、当該教員が一人で作成し、発表前の研究室での予行演習は行われたものの、生データの確認などが行われていなかった。</p> <p>論文投稿にあたり全ての共著者に実験データの生データ実験ノート等のチェックを依頼すべきであったが、当該教員は責任著者として自覚及びなすべきことの理解不足で怠った。</p> <p>当該機関において、研究倫理教育を実施していたが、当該教員に適切に理解させることができていなかった。</p> <p>→当該教員には論文撤回の勧告、競争的研究費応募資格制限</p> |
| <p>【捏造、改ざん】 教員が、論文のキャプションに事実と異なることを記載するなど、<u>自説を有利に後押しし、かつ、研究分野の特性上ミスとは考えられない、故意による捏造・改ざんを行った。</u></p> <p>当該教員は、縮尺が実際と大きく異なることが明記されない地形図を断りなく歪んだまま利用するなど、<u>研究者としてわきまを要すべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる捏造・改ざんを行った。</u></p> | <p>当該教員は、<u>研究公正に関する研修を受講していなかった。</u></p> <p>当該教員は、論文の作成過程を通じて、事実についての十分なチェックを行わなかった。論文作成過程において、当該教員が自身の研究を含めて<u>先行研究を軽視し、またそれに関する情報収集・事実確認を怠った。</u></p> <p>共著者に原稿を投稿前に見せずに投稿するなど、<u>論文の作成過程で最も基本的な作業を軽視する当該教員の習慣が不正の温床になった。</u></p> <p>共著者としての責任に関する理解が共同研究者や研究協力者に浸透していなかった。</p> <p>→当該教員には論文撤回の勧告、懲戒解雇相当、競争的研究費応募資格制限</p> |

文部科学省HPで、研究活動において不正行為が認定された事案が公表されて

います。 https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360847.htm



科研費の実地検査における指摘事例

科学研究費助成事業実地検査は、研究機関における機関管理の実態及び不正防止への取組状況の把握等を目的として実施されます。科研費の応募資格等に関する事項、事務手続等に関する事項、執行管理に関する事項、研究機関における不正を防止するための体制等に関する事項が主な検査事項であり、早急に改善すべき指摘事項がある場合は、期限までの改善状況報告が求められます。

令和3年度科研費実地検査における指摘事例

※令和4(2022)年度における科学研究費助成事業の説明資料3「科学研究費助成事業(科研費)の不正使用・不正行為について」より

○発注及び検収に対する事務体制の不備(21機関/37機関、約56.8%指摘あり)

<主な指摘内容>立替払いや研究者発注などで学内規程と実際の運用が乖離、あるいは規程等がなく運用のみで行っている。ソフトウェアのダウンロードや英文校正などの役務契約などにおいて、規程等に基づかず運用のみで検収、検収自体を行っていないなど、当事者以外によるチェックがなされていない。

<改善ポイント>発注した当事者以外によるチェックが行われるよう、機関として実効性のある明確な発注及び検収体制の構築・見直しを行う。発注及び検収は、使用ルールを遵守した上で、使用ルールに定めのない事項は研究機関の規程に従って適切に行う。

○人件費等を支出するための事務局の関与等の不足(12機関/37機関、約32.4%指摘あり)

<主な指摘内容>人件費や謝金について、研究機関の事務部門による勤務実態確認が行われていない。

<改善ポイント>勤務状況の確認については、研究室のみに任せるのではなく、研究機関として実態を把握できる体制を取る。

○特別監査の実施内容が不十分(10機関/37機関、27.0%指摘あり)

<主な指摘内容>特別監査では書類上の調査に止まらず、実際の補助金使用状況や納品の状況等の事実関係の厳密な確認などを含めた徹底的なものとする事となっているが、実施されていない。

<改善ポイント>納品後の物品の現物確認や取引業者の帳簿との突合、出張の宿泊先等への確認、非常勤雇用者へのヒアリングなど、事実関係の厳密な確認などを行う。

研究費使用ルールの階層構造

科学研究費助成事業(科研費)では、研究機関使用ルールにおいて研究者に代わり研究機関が直接経費を管理することとされ(機関管理)、使用ルールに定めのない事項については「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」等を踏まえ、各機関が定める規程等に従って適切に行うと定められています。

科研費以外の競争的研究費等でも、それぞれの資金において取扱要領・事務処理要領などのルールが定められています。

科研費の使用ルールの階層構造は以下のとおりです。法令による規制があり、その上に、科研費制度のルールがあり、更にその上に各研究機関が定めるルールがあります。

本学では

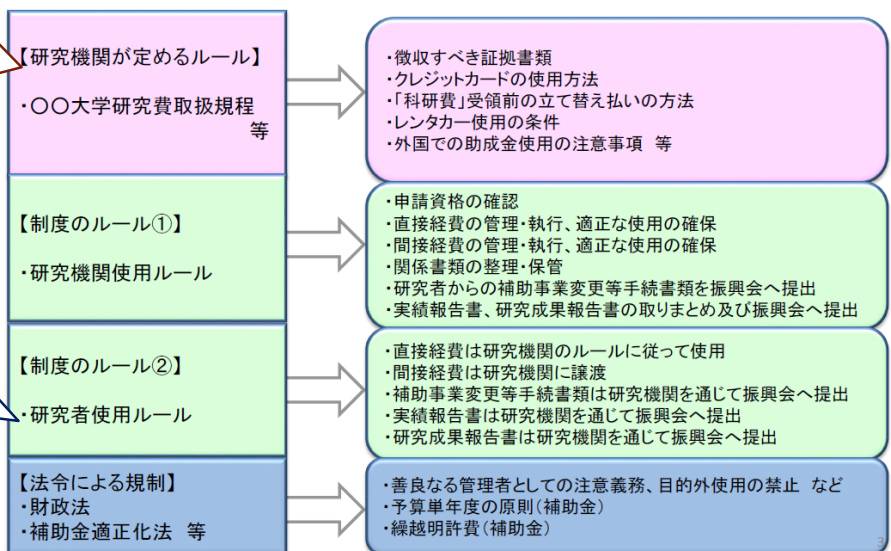
- ・会計規程
- ・会計実施細則
- ・旅費規程
- ・研究費補助金経理事務取扱要領 等

ほとんどは大学の会計全般に共通の規程

関係規程についてはスライド10参照

科研費の研究者使用ルールは、交付決定時に研究代表者に配布される他、日本学術振興会のウェブサイトにも掲載

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/16_rule/rule.html



秋田大学の公的研究費管理、責任体制

学長のリーダーシップのもと、適切に管理を行うための責任体制を明確にしています。

【公的研究費責任体制】

公的研究費最高責任者：学長

…全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。

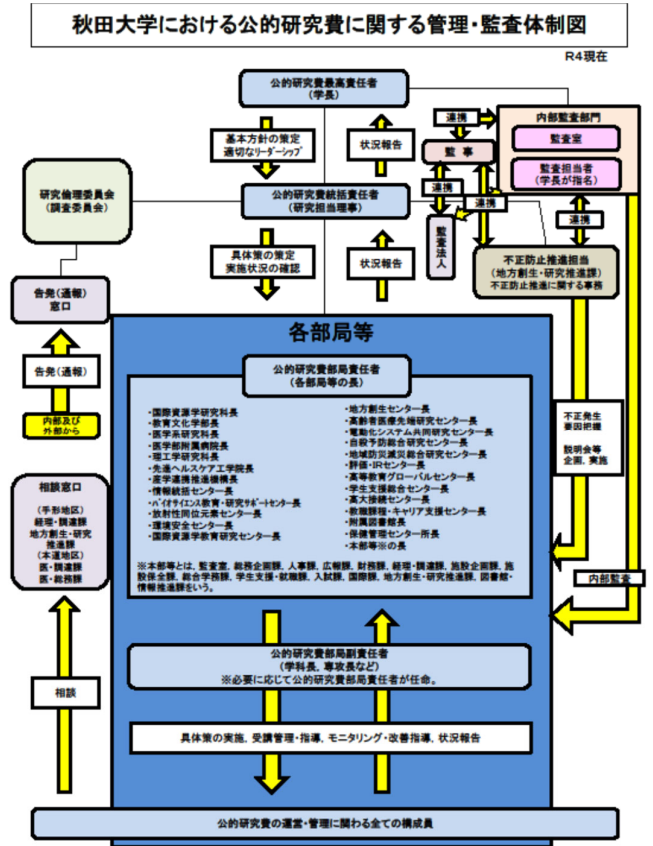
公的研究費統括責任者：研究担当理事

…最高責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任・権限を負う。

公的研究費部局責任者：各部局長

…各部局等を統括。

- (1) 自己の管理監督又は指導する各部局における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括責任者に報告する。
- (2) 不正防止を図るため、各部局内の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- (3) 自己の管理監督又は指導する各部局において、構成員が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。



秋田大学における不正使用防止に関する規程等

【実施方針・規程】

- 「国立大学法人秋田大学における公的研究費に関する管理・監査の実施方針」
- 「国立大学法人秋田大学における公的研究費の取扱いに関する規程」
- 「国立大学法人秋田大学内部監査規程」

※本学が管理する研究活動に係るすべての経費が対象

↓これらのもとで・・・

- ・検収マニュアル
 - ・国立大学法人秋田大学教員発注等手続内規
 - ・科研費執行に関するQ & A
- その他、旅費、謝金に関する規程等、各種ルールが整備され適切な管理運営が図られている。

↓さらに・・・

内部監査の結果等を踏まえて、年度ごとに「公的研究費の取扱いに関する不正防止計画」を策定し不正防止のPDCAサイクルを実施。

不正発生要因の把握 ～ 不正防止計画の策定 ～ 不正防止計画の実施 ～ 実施状況の確認・報告

【大学HP掲載箇所】

ホーム → 情報公開 → 研究活動に係る不正防止
→ 秋田大学における公的研究費の取扱いに関する管理・監査体制について



間接経費の適切な使用

間接経費は、研究活動の支援や研究環境の整備のため直接経費に対して一定比率で交付される研究機関向けの資金です。

間接経費の主な用途の例示

「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ 令和3年10月1日改正 より抜粋）

- (1) 管理部門に係る経費
 - (ア) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
 - (イ) 管理事務の必要経費
- (2) 研究部門に係る経費
 - (ウ) 共通的に使用される物品等に係る経費
 - (エ) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費
 - (オ) 特許関連経費
 - (カ) 研究機器・設備(※)の整備、維持及び運営に係る経費
 - ※ 研究棟、実験動物管理施設、研究者交流施設、設備、ネットワーク、大型計算機（スパコンを含む）、大型計算機棟、図書館、ほ場
- (3) その他の関連する事業部門に係る経費
 - (キ) 研究成果展開事業に係る経費
 - (ク) 広報事業に係る経費

※上記以外であっても、競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

(文部科学省科研費FAQより)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/faq/1306984.htm

○間接経費を使用できるのは具体的にどのようなケースですか？

全く同一の物品の購入であっても、「どのような目的で使用するのか」といった観点から判断する必要があります。

【例1】「パソコン」を購入する場合

- ・直接経費で支出・・・科研費の交付を受けた研究課題のデータの分析のために必要なパソコン
- ・間接経費で支出・・・科研費の経理事務処理のために事務室に設置するパソコン

【例2】「図書」を購入する場合

- ・直接経費で支出・・・科研費の交付を受けた研究課題の研究に必要な図書
- ・間接経費で支出・・・図書館に常備し多くの研究者等の閲覧に供する図書

直接経費の対象となっている研究課題の研究費としての使用（直接経費との合算使用を含む。）はできません。

本学においても学長の判断により、全学分として配分された間接経費の一部を学内の研究者支援事業や科研費獲得支援に活用しています。



研究助成団体からの助成金の取扱い

STOP! 個人経理

研究助成団体（民間の財団等）からの助成金は大学へ寄附手続きを忘れずに行ってください!!!

研究助成団体（民間の財団等）の助成に応募し採択された場合、助成金が「職務上の活動」への供与である場合は「奨学寄附金」として秋田大学に寄附手続きを行った上で、研究に使用する必要があります。

この場合、寄附された助成金は全学直接経費として研究に使用できます。

助成金が研究助成団体から個人口座に振り込まれることとなっている場合は、個人口座に振り込まれた後、本学に寄附手続きを行ってください。

(参考) 以下のような場合は個人への贈与となるため、寄附手続きは必要ありません。

- 「個人の賞金である場合」
- 「全額が海外渡航又は海外学会等に使用される場合」
- 「全額が外国人の招聘に使用される場合」
- 「市民（個人）の立場で申請した場合」

【関係規程】

- 「秋田大学の役職員個人が直接受け入れた助成金等の取扱要項」



【奨学寄附金に関する問い合わせ先】

地方創生・研究推進課 産学連携担当

メール sangaku@jimu.akita-u.ac.jp



秋田大学の研究倫理責任体制

本学が組織として研究に関する不正行為防止に取り組むために研究倫理最高責任者、研究倫理統括責任者及び研究倫理教育責任者を置いています。

【研究倫理責任体制】

研究倫理最高責任者:学長

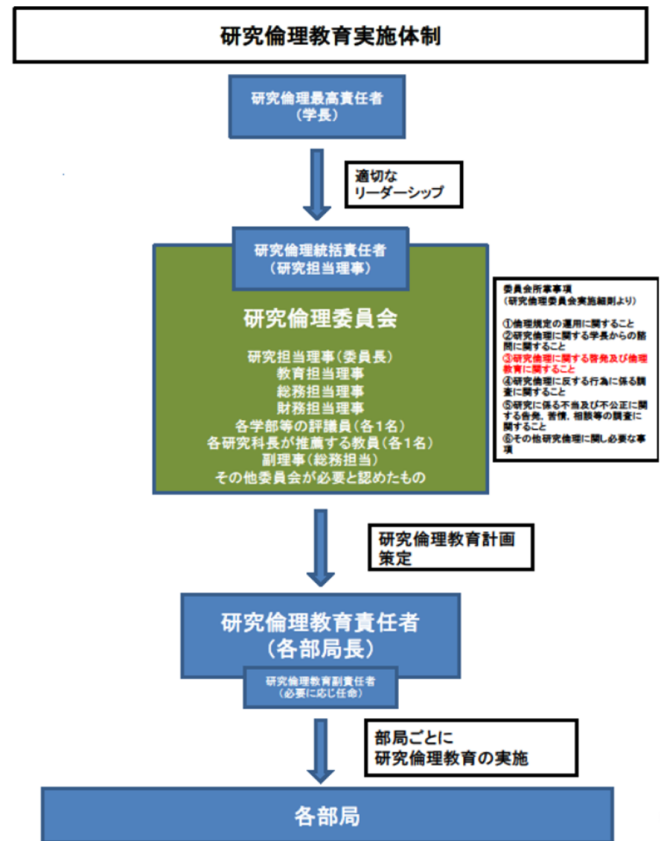
…全体を統括し、研究に関する不正行為防止の最終責任を負う。

研究倫理統括管理責任者:研究担当理事

…最高責任者を補佐し、研究に関する不正行為防止について本学全体を統括する実質的な責任・権限を負う。
研究に関する不正防止の組織横断的な体制を統括する責任者として、研究倫理委員会と連携し本学全体の研究者の研究倫理意識を高揚させるために必要な啓発、倫理教育の計画を策定する。

研究倫理教育責任者:各部局長

…各部局における研究に関する不正行為防止について実質的な責任と権限を持つ。
研究倫理委員会が策定する計画に基づく倫理教育を実効性のあるかたちで実施する。



13

秋田大学における研究不正行為への対応に関する規程

【行動規範】

- 「秋田大学の学術研究に関する行動規範」…研究費の使用に関する内容も含む

【関係規程等】

- 「秋田大学研究倫理規程」
- 「秋田大学研究倫理委員会実施細則」
- 「秋田大学における研究倫理に反する行為並びに研究に係る不当及び不公正に関する告発、苦情、通報、相談等に関する調査委員会要項」

細則に基づき研究倫理委員会が決定

- ・秋田大学におけるコンプライアンス教育・研究倫理教育計画について
- ・秋田大学における大学院生の研究倫理教育計画について

【大学HP掲載箇所】

ホーム → 情報公開 → 研究活動に係る不正防止
→ 研究活動における不正行為への対応等について



秋田大学における研究倫理教育

！前回2017（H29）
年度に受講した方は、
今年度中の再受講が
必要です！

秋田大学研究倫理教育計画の概要

○教育教材

APRIN eラーニングプログラム(eAPRIN(イーエイプリン) /旧CITI Japan)
を活用し、**5年に1回**（大学院生は専攻在学中に1回）の受講を必要とする

○受講コース

：研究者及び大学院生は、**本学が設定した①または②のコースを修了する必要があります。**

注) eAPRINの共通コースとして設定されているJSTコースとは異なる、本学が設定したコースです。

①研究者・大学院生向けコース（基本）【7単元】

②研究者・大学院生向けコース（生命医科学）【15単元】※人を対象とする研究を実施する方

③事務職員等向けコース【2単元】※本コースは、コンプライアンス教育として準備

○留意事項

・他機関等からの転入者のうち、前任機関が独自に行う研究倫理教育を受講済みの方については、受講記録等の提出をもって、受講したものとみなします。

・他機関（JST等）が行う研究倫理教育を受講した者については、発行される「修了証」を提出のうえ、本学が指定する単元のうち不足する未受講単元を受講することにより受講したものとします。

【大学HP掲載箇所】

ホーム → 情報公開 → 研究活動に係る不正防止
→ 秋田大学におけるコンプライアンス教育・研究倫理教育
コンテンツ



※eAPRINのログインID・パスワードの情報は、AU-CISの職員申請ガイド
「公的研究費の不正防止について」に掲載しています。



15

論文などの投稿時に不正行為とならないために気をつけること

- 自分が所属する研究機関の倫理綱領の内容を確認していますか？
- 自分が所属する学協会の倫理綱領や論文投稿規定の内容を確認していますか？
- 再現性があることの確認をして発表していますか？
- 生データ、実験で扱った試料、実験ノートの内容の保存・管理はできていますか？
- 共著者を含んだものについては、それぞれが寄与した部分を当事者間で確認し、その内容に共同の責任を負うことに合意はとれていますか？
- 投稿誌の二重投稿規定に抵触していないことを確認していますか？
- 二重投稿や盗用とならないように、既に発表されている著作物の表現や内容については、引用であることを示していますか？

(出典)研究者のみなさまへ ～責任ある研究活動を目指して～
令和4年3月 国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)
<https://www.jst.go.jp/researchintegrity/>



→ 本学では、「秋田大学研究倫理規程」を定めています。

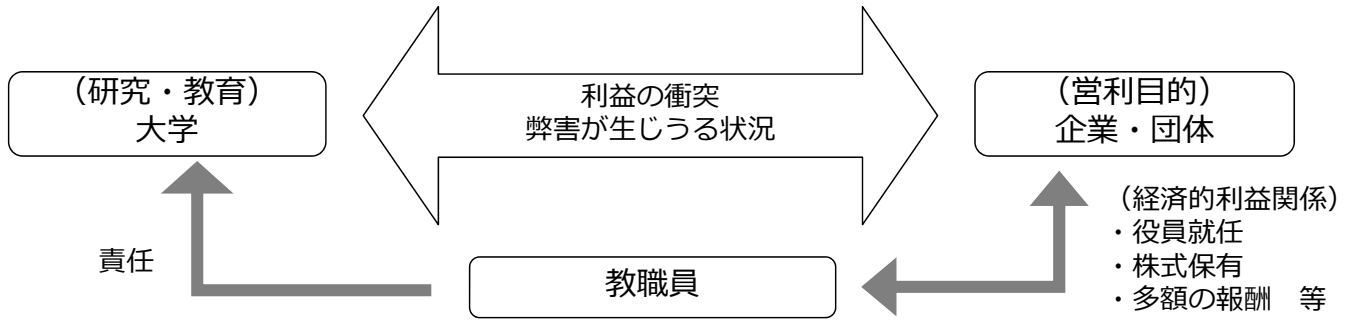
【大学HP掲載箇所】

ホーム → 情報公開 → 研究活動に係る不正防止
→ 研究活動における不正行為への対応等について



16

利益相反について



利益相反とは？

教職員等が企業・団体との産学連携活動等（共同研究，受託研究，寄附金等の受入）を行う上で連携先との間に経済的な利益関係（役員就任や株式保有，あるいは多額の報酬等）が発生することは少なくない。

しかし，真理探究を目的とした研究ならびに高等教育を行う大学と営利追求を目的とした活動を行う企業・団体とは，その目的・役割が異なることから，教職員等が企業・団体との関係で有する利益と，教職員等の大学における責任とが衝突する状況が生じ得ることをいう。

☆利益相反は産学連携活動等に伴い日常的に生じ，また，法令違反とは異なり規制する性質のものではない。

そのため，教職員等と研究関連企業等との経済的利益関係に関わる情報を大学として把握しておき，万が一，教職員等に対し社会から疑念を抱かれるような状況が生じた場合であっても，対外的に説明責任を果たし，個人の説明責任を軽減できるように，本学では年に一度，全職員に「利益相反自己申告書」の提出を求め，集計結果を公表している。

利益相反マネジメント

※人を対象とする医学系研究の利益相反マネジメントは別途実施しています。



17

利益相反問題の事例

大学において利益相反に留意すべき事例として，

- ・ 連携関係にある企業からの物品購入
- ・ 産学連携関係にある企業への兼業
- ・ 産学連携関係にある団体からの個人的な金銭の提供
- ・ 産学連携活動の相手への研究過程におけるデータ，試料などの提供 等があります。

☆ 大学において，利益相反から生じる最も重大な問題は，科学における利益相反であり，研究結果にバイアスがかかること。このようなバイアスのかかった科学研究の結果については，それが社会における重大な問題に直結している場合は，時には深刻な結果をもたらすことがある。

☆ 大学における利益相反マネジメントで重要なことは，大学の社会的信頼，尊厳，らしさを守ること。

☆ 利益相反マネジメントで透明性を確保するために実施される開示は研究者自身を守ること。

☑ 利益相反マネジメントでは，結果としての行動の規制よりも予防的措置が重要

☑ 外部から見た場合にどう見えるか，すなわち外観を重視（予防的措置では，行為者の動機や精神状態よりも行為の外観が重視される）

☑ 利益相反マネジメントでは，外観で疑惑を招くおそれがある場合には，その段階で対処することが求められる。

利益相反かな？と思ったら相談を。



18

研究実施上の関係法令や指針等

※下記以外にも、研究内容によって法令や指針等が定められている場合があります。

| 研究計画に含まれる研究内容 | 関係法令及び指針等 |
|--|--|
| 人を対象とする生命科学・医学系研究 | ○人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 |
| 特定胚の取扱いを含む研究 | ○ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律 ○ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律施行規則 ○特定胚の取扱いに関する指針 |
| ヒトES細胞の樹立又は使用を含む研究 | ○ヒトES細胞の樹立に関する指針 ○ヒトES細胞の使用に関する指針 |
| ヒトiPS細胞等からの生殖細胞の作成を含む研究計画 | ○ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針 |
| ヒト受精卵の作成・利用を含む研究 | ○ヒト受精卵の作成を行う生殖補助医療に関する倫理指針 ○ヒト受精卵に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針 |
| 遺伝子治療等臨床研究 | ○遺伝子治療等臨床研究に関する指針 |
| 遺伝子組換え実験を含む研究 | ○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法) 等 |
| 病原体等を使用する研究を含む研究計画 | ○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 |
| 動物実験を含む研究 | ○研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針 |
| 非居住者若しくは外国への提供が規制されている技術の提供又は貨物の輸出を含む研究 | ○外国為替及び外国貿易法 等 ※当該法律や所属機関の規程等を踏まえ、安全保障貿易管理体制や対処方法等を十分に確認してください |
| 海外の生物サンプルの採取、持ち込み、購入や受取を含む研究 | ○遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公平かつ衡平な配分に関する指針 等 |
| 社会的コンセンサス(関係者の同意・協力)を得る必要がある研究 個人情報の取扱いに配慮する必要がある研究 | ○個人情報の保護に関する法律 等 |

研究内容によっては、法令や国の指針等に基づく手続きが必要な場合があります。学内の手続きについて、規程等が定められているものもあります。

科研費の研究計画調書にも、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」の記入欄があり、対策と措置を記載することとなっています。

スライド20参照
(安全保障貿易(輸出)管理)

スライド21参照
(名古屋議定書に係るABS手続き)

※一覧は文部科学省/日本学術振興会 科研費ハンドブック(研究者用)2022年度版より



安全保障貿易(輸出)管理

安全保障貿易管理とは、高度な技術や貨物が大量破壊兵器等や通常兵器の開発等を行っているような国に渡ることを未然に防ぐため、技術提供や貨物輸出の管理を行うこと。

研究用機材・試料等の国外への持出しや送付、外国人留学生・研究者の受入れ・派遣等における技術提供について、規制対象となっている場合、事前に許可を得て行う必要がある。

! 「みなし輸出」管理の明確化

令和4年5月1日から、居住者(注)への技術提供であっても、外国政府・法人等との雇用契約等がある、実質的な支配下にある等、非居住者の強い影響を受けている場合は特定類型に該当するとして、「みなし輸出」管理の対象であることが明確化され、規制対象の技術提供については許可が必要となりました。(注)日本国内に居住する日本人や、日本に入国後6ヶ月経過または日本国内に勤務する外国人等

学内手続きについては、AU-CISのコンプライアンス

→安全保障輸出管理に掲載しています。

【手続きの流れ】

事前チェックシートによる確認(一次確認)

…「リスト規制」、「キャッチオール規制」、「外国ユーザーリスト」、「国連武器禁輸国・地域」に該当するか(※)、および特定類型への該当について

→必要に応じて該非判定・取引審査(二次確認)へ

→必要な場合は経産省へ許可申請

※規制内容は頻繁に変更があり、最新情報の確認が必要です。

経済産業省HP参照

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

大学における技術提供等の機会の事例

(経済産業省「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)第四版」より)

| 技術提供等の機会 | 具体例 |
|-----------------------------|--|
| 留学生・外国人研究者の受入れ | ○実験装置の貸与に伴う提供 ○研究指導に伴う実験装置の改良、開発 ○技術情報をFAXやUSBメモリを用いて提供 ○電話や電子メールでの提供 ○授業、会議、打合せ ○研究指導、技能訓練 等 |
| 外国の大学や企業との共同研究の実施や研究協力協定の締結 | ○実験装置の貸与に伴う提供 ○共同研究に伴う実験装置の改良、開発 ○技術情報をFAXやUSBメモリに記憶させて提供 ○電話や電子メールでの提供 ○会議、打合せ 等 |
| 研究試料等の持出し、海外送付 | ○サンプル品の持出し、海外送付 ○自作の研究資機材を携行、海外送付 等 |
| 外国からの研究者の訪問 | ○研究施設の見学 ○工程説明、資料配付 等 |
| 非公開の講演会・展示会 | ○技術情報を口頭で提供 ○技術情報をパネルに展示 等 |

名古屋議定書に係るABS手続き

海外の生物サンプル等を利用する研究の実施前に、提供元の国との手続きが必要な場合があります。

名古屋議定書締結!

研究者にも何か関係があるの?

海外からの生物サンプル(遺伝資源)の無断持出しは、あなたの研究の継続、推進に大きなリスクとなります。

無断で持ち出すと最悪の場合

- 提供国で逮捕される
- 研究が差し止められる
- 研究費申請が受理されない
- 発表論文が承認されない

こんなことが起こるかもしれません!

こんな場合には注意が必要です!

海外での生物サンプルの採取

生物サンプル採取に対しては本国の法令があり、事前の許可が必要です。採取前に遺伝資源対策チームにご相談ください。

外国人留学生による生物サンプルの持ち込み

留学生や短期研究員が自国の生物サンプルを、自ら日本に持ち込み、研究を行う場合も、生物多様性条約の対象となります。

海外の生物サンプルの購入

海外の生物が本国の財産です。生物サンプルを無断で国外に持ち出すと罰に問われる可能性があります。

海外の生物サンプルの購入や受け取り

海外の共同研究者から生物サンプルを送付された場合や、日本国内で購入した外国産の産品も、生物多様性条約の対象となる可能性があります。

海外生物サンプルの取得や研究には、生物多様性条約と名古屋議定書に基づくABS手続きが必要です。

遺伝資源ABS学術対策チームまでご相談下さい。

TEL: 055-981-5831
URL: <http://idenshigen.jp>
e-mail: abs@nig.ac.jp

国立遺伝学研究所 ABS学術対策チーム | 大学共同利用法人 遺伝学システム研究機構 遺伝資源学研究所 | NBRP ナショナルバイオリソースプロジェクト

1 生物多様性条約、名古屋議定書とは何か?

- 生物多様性条約は以下を目的とした国際条約です。
 - ・生物多様性の保全
 - ・生物多様性の持続可能な利用
 - ・遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分
- 特に(3)はAccess and Benefit Sharing(英文字からABSと呼ばれています。これは「その国に生息する生物に対して、国が権利を持つ資源として扱うこと、両国で利益*1を公正に配分すること」を意味しています。
- 名古屋議定書は日本が締結したことにより、従来に比べてより厳密な対応が必要となりました。生物多様性条約と議定書への対応には、一般的には以下で示したABS手続きが必要となります。

(1) 提供国の共同研究者との間で、共同研究契約書を作成します。この際、研究によって生じる利益の配分(共有など)を含めたABSに關して相互に合意する条件(MAT**2)を記載します。

(2) 生物サンプルの採取や取得に先立って、法令に従って提供国からの事前同意書(PIC**3)を取得します。

(3) MAT/PICの取得後、提供国政府の手続きによって「国際遵守証明書」(ORCC**4) (国際的な「お墨付き」)が取得できた場合、その後、日本政府からの指針**5に従い、定期的に行われるモニタリングへの対応を行って下さい。

2 遺伝資源とは何か?

- 生物多様性条約で、遺伝資源は「遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他(ウイルスも含む)に由来する価値のある素材」と定義されています。
- 生物有機体(生体は問わず)の全体やその一部、これらが凍結・乾燥・粉末化されたもの、またその抽出物(DNA、RNAなど)も遺伝資源に含まれます。これらのサンプルを研究のために日本国内に持ち込む際にはABS手続きが必要となります。また、派生物**6も提供国においては対象となる場合がありますので注意が必要です。

3 基礎研究にもABS手続きは必要か?

- 金銭的な利益が生じない基礎研究も名古屋議定書の例外ではありません。海外の生物サンプルの入手や採取に先立って、ABS手続きを行う必要があります。
- 遺伝資源から得られた利益を配分する際の「利益」とは金銭だけではなく、基礎研究の場合、例えば、共同論文の発表、実験技術の伝達、実験器材や設備の提供、研究者・学生の招聘なども含まれます。

4 国立遺伝学研究所 ABS学術対策チームとは?

- 提供国の法令や必要な手続きは国ごとに異なっており、対応が難しい場合があります。
- 国立遺伝学研究所 ABS学術対策チームは、ABSに関連した問題解決の総合窓口として、各国で様々な異なる法規や手続きに対応し、共同研究契約書(MAT)や事前同意書(PIC)などの必要書類への対応、実際の遺伝資源の取得、大学、研究機関のABS対策体制の構築、などを支援いたします。

(**1)利益については2を参照して下さい。(**2)MAT: Mutually Agreed Terms. (**3)PIC: Prior Informed Consent. (**4)ORCC: Internationally Recognized Certificate of Compliance. (**5)指針: 派生物については<http://idenshigen.jp>をご覧ください。)

海外の遺伝資源の取得について、まずは学術ABS問題の総合窓口(国立遺伝学研究所 ABS学術対策チーム) abs@nig.ac.jp までご連絡下さい。

国立遺伝学研究所
ABS学術対策チームサイト
より
<https://idenshigen.jp/>

AU-CISのコンプライアンス→ABS-海外遺伝資源利用 (に本学の対応方針等を掲載しています。



秋田大学における告発(通報)窓口、相談窓口

【研究活動に関する告発(通報)窓口】

研究活動に関する不正、研究費不正使用に関する告発(通報)窓口を以下のとおり設けております。

<受付窓口>

秋田大学研究倫理委員会
委員長 研究担当理事兼副学長

〒010-8502 秋田市手形学園町1番1号
TEL: 018-889-3009/FAX: 018-889-2928
E-mail: rinri@jimu.akita-u.ac.jp

<留意事項>

告発等の受付は、原則顕名のものに限ります。また、その際には不正を行った研究者、不正行為の態様、不正とする科学的根拠等を確認させていただくとともに、調査に当たってご協力をお願いすることがあります。なお、調査の結果、悪意に基づく通報であったことが判明した場合には、通報者氏名の公表や懲戒処分、刑事告発があり得ます。

【公的研究費の取扱いに関する相談窓口】

公的研究費に係る事務処理手続きに関し、学内外からの相談を受ける窓口を以下のとおり設けております。

<手形地区>

経理・調達課 (主に執行に係る相談)
TEL: 018-889-2229
FAX: 018-889-3017
E-mail: akk-2@jimu.akita-u.ac.jp

地方創生・研究推進課 (主に申請や受入れ、報告に係る相談)

TEL: 018-889-3010
FAX: 018-889-2928
E-mail: gakujutu@jimu.akita-u.ac.jp

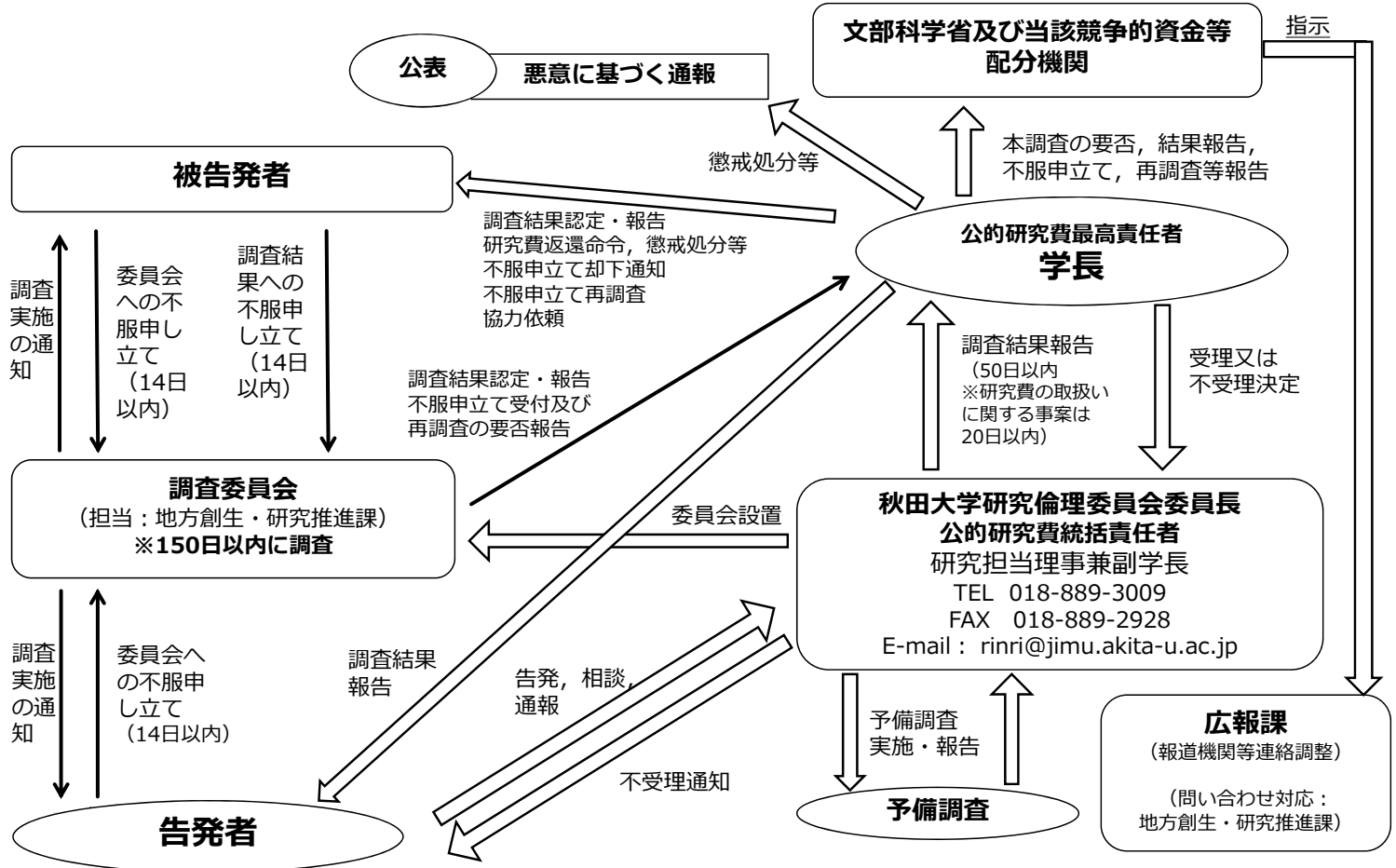
<本道地区>

医学系研究科・医学部調達課 (主に執行に係る相談)
TEL: 018-884-6019
FAX: 018-884-6250
E-mail: medsup@jimu.akita-u.ac.jp

医学系研究科・医学部総務課研究協力室 (主に申請や受入れ、報告に係る相談)

TEL: 018-884-6210
FAX: 018-884-9845
E-mail: socket@hos.akita-u.ac.jp

秋田大学における告発等に対する対応フロー



この資料に関してご質問等がある場合は、下記までご連絡ください。

地方創生・研究推進課
総務・研究助成担当

TEL : 018-889-3007、3010

FAX : 018-889-2928

E-mail : gakujuu@jimu.akita-u.ac.jp